

平成 28 年 12 月 16 日

農林水産大臣
山本 有二 殿

民進党「次の内閣」ネクスト農林水産大臣
村岡 敏英

日EU・EPA交渉における農林水産物に関する申し入れ

日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA）交渉については、情報開示が全くされないまま、年内の大枠合意を目指して緊迫した状況を迎えている。安倍政権は、TPP協定の発効が困難となる状況下で、突如として本年 11 月に日EU経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議を開催し、日EU・EPA交渉の早期妥結に向けて急旋回をした。交渉相手であるEUに足元を見られる中、早期妥結を追求するあまり、仮に我が国がEUの求めるままに安易に譲歩すれば、農林水産業とりわけ酪農や畜産への深刻な影響は免れない。よって政府に対して次のことを強く要請する。

記

- 一、日EU・EPA交渉については、TPP協定が発効しないことの安易な埋め合わせとして、「早期妥結ありき」の方針で譲歩を重ね国益が損なわれることがないようにすること。
- 一、豚肉、乳製品をはじめとする農林水産物の重要品目については、たとえば豚肉はEUとの生産性の違い等から、差額関税制度が維持されたととしてもTPP協定と同水準の関税（定額部分 50 円/kg）では壊滅的な打撃を受ける可能性がある。これら重要品目について、TPP協定の水準を前提とはせず、再生産が引き続き可能となるよう、除外又は再協議を求め、必要な水準の国境措置を確保すること。
- 一、製材、構造用集成材については、本格的な利用期を迎えた我が国森林資源によるCLT等の新たな木材需要の創出、再造林等による適切な更新とこれらの取組を通じた温暖化対策に支障を来すことのないよう、最大限の配慮をすること。

一、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）・養豚経営安定対策事業（豚マルキン）については、TPP協定の発効を待たず直ちに施行できるよう法改正するとともに、補てん率の引き上げ（8割から9割へ）や、豚マルキンにおける国庫負担水準の引き上げ（「国1：生産者1」から「国3：生産者1」へ）等、所要の措置を来年度予算において講じること。

一、日EU・EPA交渉においては、TPPのような守秘義務契約はないことから、交渉に臨む政府の対処方針、交渉の経過、交渉により収集した情報等について迅速かつ正確に野党にも報告するとともに、国民への十分な情報開示を徹底し、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。

以 上